県北広域振興局長告示第30号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和８年10月30日

県北広域振興局長　米　内　靖　士

１　名称　二戸市村松陣場特定猟具使用禁止区域

２　区域　二戸市地内の県道二戸九戸線と市道繋線との交点を起点とし、起点から県道二戸九戸線を東に進み市道鍵取穴牛長久保線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道川又穴牛線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み農道末の松山線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み市道村松線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み二戸市と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み大崩崖との交点に至り、同点から同崖を北に進み県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同県道を北に進み県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道大沢倉小清水線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道横山線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道繋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

３　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　使用を禁止する特定猟具　銃器